

奈良県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大和青垣吉野川自転車道線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	備 考
2 8 0	奈良市西九条町五丁目（佐保川左岸堤防地内）から 奈良市西九条町五丁目（佐保川左岸堤防地内）まで	
	大和郡山市下三橋町五七二番四先から 大和郡山市下三橋町四四六番一先まで	

四 供用開始年月日

令和三年四月一日